

第4次浅口市行政改革大綱

**『浅口市行政経営戦略書』
令和4年度～令和9年度**

浅 口 市

目 次

I 策定の趣旨.....	- 1 -
II 前行政改革プランの取組検証.....	- 2 -
III 行政改革の背景	- 3 -
(1)社会情勢の変化.....	- 3 -
(2)厳しい財政状況.....	- 3 -
(3)行政情報の公開	- 4 -
IV 行政改革の基本方針	- 5 -
(1)行政改革の理念.....	- 5 -
(2)行政改革の基本方針.....	- 6 -
(3)行政改革の重点事項.....	- 7 -
V 行政改革の推進体系	- 9 -
VI 行政改革の推進	- 10 -
(1)推進期間.....	- 10 -
(2)推進体制	- 10 -
(3)進捗管理	- 11 -

I 策定の趣旨

浅口市は、平成 18 年 3 月に市町村合併し誕生しました。

本市では、平成 19 年 3 月に第 1 次となる行政改革大綱を策定して以来、継続して行政改革大綱とその実施計画となる行政改革プランを策定し、積極的に行財政改革を推進してきました。

しかしながら、合併後 15 年が経過し、令和 2 年度には合併特例措置による地方交付税の加算措置が終了したほか、人口減少に伴う税収の減少、少子高齢化による社会保障費の増加に加え、西日本豪雨等の災害や新型コロナウィルス感染症の拡大による財政出動などの影響もあり、本市の財政状況は決して楽観視できない状況にあります。

また、少子高齢化の進展や価値観の多様化などに加え、新型コロナウィルス感染症の拡大により生活様式が一変したことで市民ニーズが大きく変化しているほか、国においてデジタル庁が設置され、情報通信技術を活用した行政手続きのデジタル化へ向けた動きが本格化するなど、行政を取り巻く環境は急激かつ大幅な変化を余儀なくされており、行政サービスの在り方もまた見直しを迫られています。

そのような中、令和 3 年度をもって第 3 次浅口市行政改革大綱の推進期間が満了したことから、社会経済情勢など本市を取り巻く状況や、コロナ禍の経験も踏まえた市民生活の変化などに対応し、市民の需要を満たす良質な行政サービスを提供するとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、第 4 次浅口市行政改革大綱を策定するものです。

II 前行政改革プランの取組検証

第3次浅口市行政改革大綱の実現に向けた具体的行動計画である第3次浅口市行政改革プランは、平成29年度から令和3年度までを取組期間とし、9つの重点事項を改革の柱に掲げ、45事業を全庁的に実施してきました。

取組みの検証では、「実施」が31事業、「一部実施」が9事業、「調査検討」が5事業となっており、「実施」「一部実施」の達成率は88.9%でした。

調査検討から事業着手に至っていない事業があるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて再検討が必要となった事業などもあるため、次期プランでは、改めて検討中の事業推進を図るとともに、コロナ禍の経験も踏まえた事業内容の見直しなどの対応が必要となっています。

【取組状況】 (単位:項目件数)

重点事項	実施	一部実施	調査検討	未実施・廃止	計
行政サービスの提供手段の見直し	7	1			8
市政の透明性の確保	2				2
市民と行政による協働のまちづくり	1	1			2
市民参加の仕組みづくり		1	1		2
行政経営体制の強化	4	2	1		7
人材育成の充実	4	1			5
歳入の確保	8	1	1		10
歳出の抑制	2	1	1		4
経営の健全化	3	1	1		5
計	31	9	5		45

III 行政改革の背景

(1) 社会情勢の変化

多くの地方自治体では合計特殊出生率の低下による自然減や東京都市圏などへの人口流出と社会減による人口減少が進み、生産年齢人口（15～64歳）の減少による地域経済衰退などの問題を抱えています。

本市においても、生産年齢人口の減少による税収減や、高齢者人口の増加による医療・福祉関係経費の増大などが懸念されています。

また、近年、地震や豪雨等の自然災害が猛威を振るっており、本市でも平成30年7月に発生した西日本豪雨災害により大きな被害を受けたほか、今後発生が予想されている南海トラフを起因とした地震災害等に備える必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済や市民生活に大きな影を落としただけでなく、生活様式をも一変させました。

本市としても、こうした社会情勢の変化に早急に対応する必要があります。

○人口推移(見込み)

年次	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
総人口	34,235人	32,399人	30,398人 (30,773人)	28,317人 (29,103人)
うち 65歳以上	11,954人 34.9%	12,085人 38.7%	11,744人 38.6% (11,765人 38.2%)	11,178人 39.5% (11,243人 38.6%)

※浅口市人口ビジョンより。

2025年及び2030年は趨勢人口、括弧内は戦略人口。

(2) 厳しい財政状況

本市の財政状況をみると、地方公共団体財政健全化法に基づき公表が義務づけられた財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）においては健全な財政状況を維持しています。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は高い水準で、財政の硬直化が進展しているほか、自主財源の割合は高いとは言えず、依存財源に頼らなければならない状態でありながら、令和2年度には市町村合併に伴う地方交付税の特例加算措置が終了しました。

また、従来からの懸念事項である少子高齢化に伴う社会保障関連経費の増加や人口減少、終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の影響により、歳入の根幹をなす税収の減少が予想されるほか、新しい生活様式の定着化や市民生活の安心・安全の向上に向けた感染症予防対策経費、増加する自然災害へ備えるための防災関連経費、老朽化していく公共施設の修繕費など、新たな財政需要の増加も予測されており、本市の財政を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

○市歳入・歳出の推移

(単位:万円)

●歳入	H29	H30	R1	R2
決算額	1,541,239	1,485,096	1,550,282	1,969,405
内、市税	355,829	356,338	377,325	361,648
地方交付税	511,100	523,139	500,109	580,893
自主財源比率	39.5%	38.0%	40.6%	29.5%

●歳出

決算額	1,440,974	1,351,368	1,427,227	1,856,483
内 訳	義務的経費	597,044	602,779	609,313
	消費的経費	352,527	351,569	365,117
	投資的経費	137,613	139,401	172,610
	その他	353,785	257,614	280,184

○職員数の推移

(単位:人)

年度 部門	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般行政	170	171	173	175	177	177
普通会計	242	239	241	243	244	243

(3) 行政情報の公開

市役所の業務は、当然「主権者」たる市民のためになるものでなければならず、職員は市民に理解される姿勢で業務に取り組む必要があります。

積極的な情報公開を進め、政策形成過程などを公開することで、市政の公正性と透明性を確保するとともに、説明責任を果たすことが重要となっています。

IV 行政改革の基本方針

(1) 行政改革の理念

今後いっそう進展すると見込まれる地方分権や、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い変化する社会情勢など、本市を取り巻く環境は日々変化を続けています。

そのような中、多数の分野にわたる行政改革を推進し、行政サービスの水準を維持・向上していくためには、市役所の業務は主権者たる市民のためのものであることを職員が常に意識し、市民目線で判断を行う必要があるだけでなく、様々な立場の人と行政がパートナーとしてそれぞれの役割を分担し、協創によるまちづくりを進めていく必要があります。

また、市役所は、「市民の役に立つ所」として、いかなる環境変化があろうと存続し続けなければならない使命を負っています。

行政改革とは、時代とともに変化していく課題やニーズに柔軟かつスピード感を持って対応しつつ、浅口市を次世代に引き継ぐための取組みであり、次世代を担う子どもたちに負担を先送りしない、持続的発展が可能な行財政運営をしていかなければなりません。

以上の観点から、第4次浅口市行政改革大綱においては、次の理念を掲げます。

【行政改革理念】

未来へつなげる行政改革

(2) 行政改革の基本方針

市総合計画が掲げる将来像を実現するとともに、行政改革の基本理念を着実に達成し、具現化するための基本方針として、次の3つの柱に基づいて改革を推進します。

行政改革の3つの柱

改革の柱① 持続可能な行財政基盤の確立

人口減少に伴う税収減等による歳入の減少、少子高齢化による社会保障費の増大や公共施設の老朽化等による歳出の増加により、厳しい財政状況が続くことが予想される中、浅口市を次世代へ引き継ぐため、将来を見据えた経営的観点から、戦略のある組織体制づくり、人材育成、経常経費の抑制や新たな財源確保等に努め、行政課題に迅速かつ柔軟に対応し、持続的発展が可能となる行財政基盤を確立します。

改革の柱② 時代の変化に対応した行政サービスの創出

コロナ禍の経験を踏まえた新しい生活様式など、社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに応えていくためには、これまでの常識にとらわれない各種行政サービスの見直しが必要です。

既存の業務改善だけでなく、目まぐるしい革新を遂げているデジタル技術を積極に取り入れて業務改革を推進し、限られた資源を効率的かつ効果的に活用することで、良質な行政サービスを継続的に提供できるよう努め、市民満足度の向上を図ります。

改革の柱③ 開かれた行政と官民協創の推進

「協創」とは、社会課題の解決を目指し、様々な立場の人たちの知恵やノウハウを結集して、新たな価値を創出することを表します。

行政と民間がそれぞれの長所を活かし合う協創を進めるため、行政としての情報発信を強化し、透明性を確保することで、行政と民間の相互理解と目的の共有を進め、まちの魅力向上につながる取組みや、市民等との協創による新たな行政サービスの提供などにつながる取組みを推進します。

(3) 行政改革の重点事項

第4次浅口市行政改革大綱の推進にあたっては、行政改革の基本方針に定めた3つの柱を基に、次のとおり重点事項を定め、行財政運営全般について見直しを行います。

基本方針	重点事項
①持続可能な 行財政基盤の確立	1 歳入の確保
	2 歳出の抑制
	3 持続可能な行政運営
	4 組織の活力と生産性の向上
②時代の変化に対応した 行政サービスの創出	5 行政サービスの見直しと充実
③開かれた行政と 官民協創の推進	6 市政の透明性の確保
	7 市民参画と民間活力導入の推進

重点事項1 歳入の確保

厳しい財政状況が見込まれる中、安定した財源の確保が重要な課題となっています。

市税等の収納率の向上、ふるさと納税・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の推進など、既存の取組みについての検証・改善を進めるとともに、市税以外の新たな自主財源の確立に向けた取り組みを積極的に推進することで、安定した歳入の確保と未来につながる投資的経費の確保につなげます。

重点事項2 歳出の抑制

持続可能な行政運営を実現するためには、歳入に見合った歳出構造を構築することが必要です。

「選択と集中」の観点から事業の適正化を推進し、財源の効率的な配分を実施するほか、内部経費や各種補助金制度、受益者負担などの見直しを進め、歳出の抑制につなげます。

重点事項3 持続可能な行政運営

歳出の抑制に合わせ、限られた行政経営資源（ヒト、モノ、カネ、ジョウホウ）をより効果的・効率的に活用していかなければなりません。

既存の公共施設の最適化や市有財産の有効利用を進めるとともに、広域化も含めた行政運営を検討するなど、市財政及び公営企業経営の健全化に取り組み、持続可能な行政運営を実現します。

重点事項4 組織の活力と生産性の向上

行政改革を実行性のあるものとするため、職員の能力向上と意識改革を促し、経営的な視点を持つ職員を育成するほか、組織内の連携を強化し、職員が新たな発想で積極的に挑戦できる、弾力的かつ機動的な組織を構築します。

また、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組みを進め、働き方改革を推進することで、職員のモチベーションと生産性の向上に取り組みます。

重点事項5 行政サービスの見直しと充実

市民の目線に立った行政サービスの在り方を検討し、既存業務の見直しを進めるとともに、進展著しいデジタル技術の導入を積極的に推進し、業務の効率化と生産性の向上を図ることで、既存の行政サービスの利便性向上のみならず、新たな行政サービスを創出し、市民満足度の向上を図ります。

重点事項6 市政の透明性の確保

情報発信力の向上に取り組み、積極的かつ効果的に情報を発信することで、市民への説明責任を果たすとともに、市民から信頼される、公平かつ公正な行財政運営を推進します。

また、市が保有する情報を利活用した新たな取り組みへつながるよう、オープンデータへの取組みを進めます。

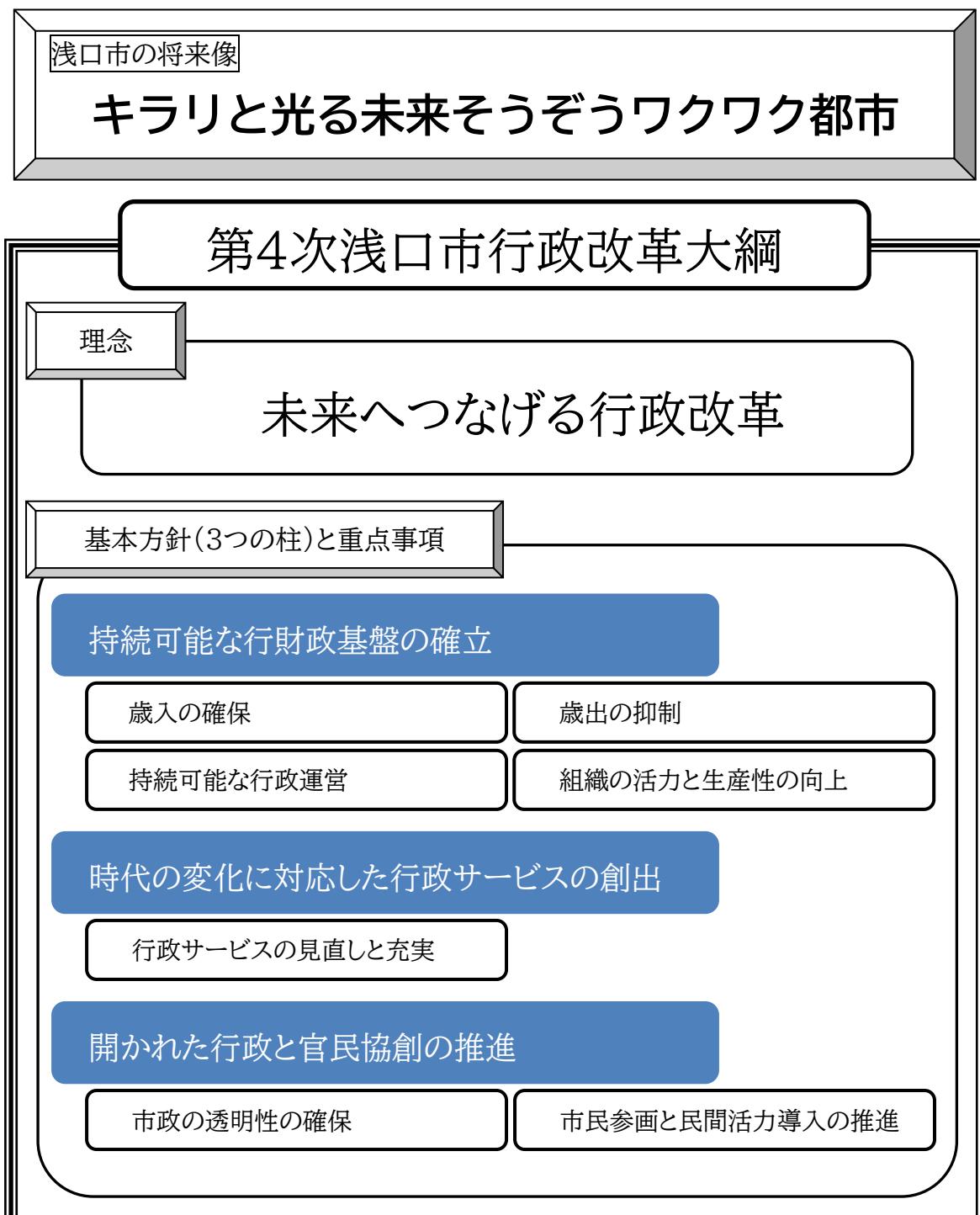
重点事項7 市民参画と民間活力導入の推進

複雑多様化する市民ニーズを的確に把握し、きめ細かい市民のための行政を実現するため、市民参画による事業を推進し、様々な立場の人の知恵やノウハウを結集した協働のまちづくりに取り組みます。

また、公共施設の管理や運営に民間活力の導入を進めることで、付加価値を高め、施設や行政サービスの効果的・効率的な運営を目指します。

V 行政改革の推進体系

行政改革の理念を達成するため、理念と3つの柱に基づき、次のとおり推進体系を定めます。



VI 行政改革の推進

(1) 推進期間

市総合計画後期基本計画の期間を踏まえ、次のとおりとします。

令和4年度～令和9年度（6箇年度）

(2) 推進体制

本大綱に掲げる理念等の実現に向けた具体的行動計画として、「第4次浅口市行政改革プラン」を策定します。

また、行政改革を推進するにあたり、市長のリーダーシップのもと、次のような体制により、全職員が意欲をもって取り組みを推進します。

① 行財政改革推進懇談会（附属機関）

市民の代表者や有識者等で構成する市長の諮問機関として、大綱・プランの策定状況や実施状況について審議し、市長に対して助言・提言等を行います。

② 市議会

市民から直接選挙で選ばれた議員で構成され、2元代表制の片翼を担う市議会に対し、大綱・プランの策定状況や実施状況について報告し、行政に対する監視機能の強化や政策提言の参考としていただきます。

③ 行政経営会議（庁内組織）

全庁的行政改革を積極的に推進していくため、幹部職員で構成する行政経営会議において、大綱・プランの策定及びその推進にあたり、検討・調査を行います。

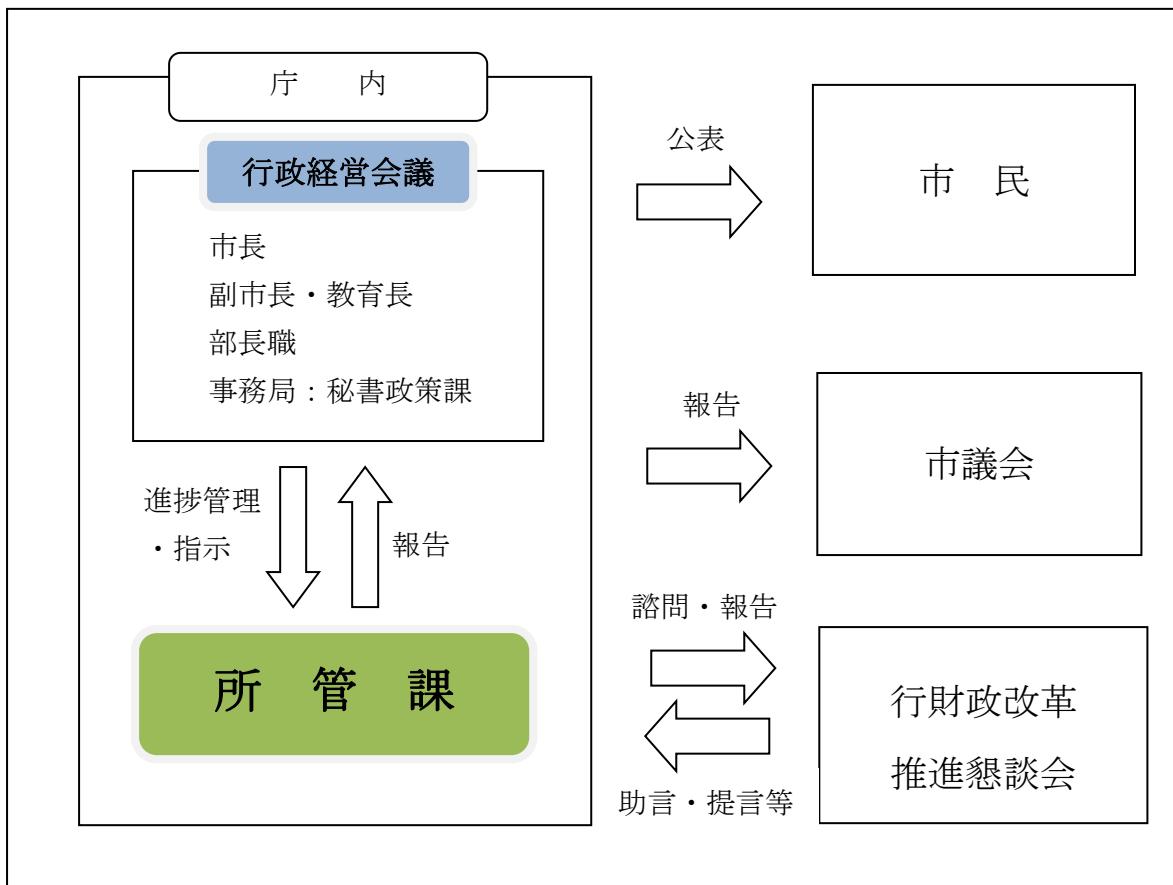
④ 行政改革の進捗管理

大綱に掲げる理念、重点事項等の推進及び第4次浅口市行政改革プランに関して、行政経営会議において定期的な進行管理を行うほか、必要に応じて行財政改革推進懇談会に諮問します。

なお、進捗状況については、ホームページ等で市民に公表します。

⑤ 職員の情報共有

計画の着実な実施に向け、進行状況等の情報を幹部職員から職員全員に伝達・指示することで、情報を共有し、行政改革に対する意識の向上を図ります。



(3) 進捗管理

「第4次浅口市行政改革プラン」の策定に当たっては、市民が理解しやすい数値目標や指標の設定に努め、年度ごとに各目標・指標に対する進捗状況等を振り返り、結果と状況に応じて具体的な事業内容の見直しを行います。

また、その進捗状況等に関しては行財政改革推進懇談会への諮問・報告を行い、助言・提言等をいただくことで、必要に応じてプランの見直しを行うこととします。

第4次浅口市行政改革大綱

策 定：令和5年3月

発 行：岡山県浅口市

編 集：企画財政部秘書政策課